

(別紙3)〈自己評価結果入力シート様式例〉

(別紙4)〈自己評価結果公表様式例〉

自己評価結果の公表事項

①民間あっせん機関名

公益社団法人 家庭養護促進協会大阪事務所

②評価対象期間

令和元年 4月 1日～令和 2年 3月 31日

③自己評価結果

別紙のとおり。

		全体の評価	
		※評価の根拠(具体的な取組の内容や確認できる書類名等)や、第三者評価受審時に確認したい事項等を記載してください。	
		評価ランク	評価の根拠
(例)	I-1-(1)-① 基本方針が明文化され、周知が図られている。	b	基本方針は、パンフレット・ホームページに掲載し、職員研修で周知している。
	<input type="checkbox"/> 基本方針が、文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。		
	<input type="checkbox"/> 基本方針は、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっており、職員への周知が図られている。 <input type="checkbox"/> 基本方針は、職員への周知はもとより、児童、生みの親、養親希望者及び業務上連携する関係者・機関に周知され、十分な理解を得るよう努めている。		
No.1	I-1-(1)-① 基本方針が明文化され、周知が図られている。	a	基本方針についてはホームページ、リーフレットに明記している
	<input type="checkbox"/> 基本方針が、文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。		
	<input type="checkbox"/> 基本方針は、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっており、職員への周知が図られている。 <input type="checkbox"/> 基本方針は、職員への周知はもとより、児童、生みの親、養親希望者及び業務上連携する関係者・機関に周知され、十分な理解を得るよう努めている。		
No.2	I-2-(1)-① 事業の安定性や継続性を担保する事業計画が適切に策定されている。	b	年度ごとに課題や目標を明らかにしているが、単年度だけでなく中長期的な事業計画について策定することが必要である。
	<input type="checkbox"/> 基本方針の実現に向けた目標が明確にされている。		
	<input type="checkbox"/> 経営状況や支援内容、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点が明らかにされている。		
	<input type="checkbox"/> 単年度の事業計画が策定されている。また、必要に応じて中長期計画が策定されている。 <input type="checkbox"/> 事業計画には、収支計画に関する事項が含まれている。		
No.3	I-2-(1)-② 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	b	事業計画の実施状況の把握はできているが、評価や見直しについてはさらなる充実を図る必要がある。
	<input type="checkbox"/> 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。		
	<input type="checkbox"/> 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。 <input type="checkbox"/> 実施状況の把握や評価結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。		
No.4	I-2-(1)-③ 事業計画は、職員や生みの親及び養親希望者等に周知され、理解を促している。	b	事業計画に関する資料等は作成しているが、実親、養親希望者についての説明、周知についての取り組みが必要である。
	<input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんに係る事項について、職員に対し、周知を図り、理解を促す取組が行われている。		
	<input type="checkbox"/> 事業計画の養子縁組のあっせんに係る内容は、生みの親及び養親希望者等に周知(配布、説明等)されている。		
	<input type="checkbox"/> 事業計画の養子縁組のあっせんに係る内容を、分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、生みの親及び養親希望者等がより理解しやすいような工夫を行っている。		
No.5	I-3-(1)-① 養子縁組あっせん・相談支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	支援の質の向上に向けた取り組みはおこなっているが、組織的な仕組みを作っていく必要がある。
	<input type="checkbox"/> 質の向上に向け、PDCAサイクルを意識し、組織として実施している。		
	<input type="checkbox"/> 自己評価や生みの親や養親へのアンケートの実施、第三者評価の受審等を行っている。 <input type="checkbox"/> 評価結果や苦情相談の受付・対応状況等について、分析・検討し、質の向上につなげるための仕組みがある。		
No.6	I-3-(1)-② 自己評価等の評価結果に基づき、取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	日々の業務の中で、職員間での課題の共有化は図られているが、改善計画を策定する仕組みは今後の課題である。
	<input type="checkbox"/> 自己評価、第三者評価等の結果を踏まえ、改善の課題を明確にしている。		
	<input type="checkbox"/> 職員間で課題の共有化が図られている。		
	<input type="checkbox"/> 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。 <input type="checkbox"/> 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。		
No.7	II-1-(1)-① 養子縁組あっせん責任者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	あっせん責任者の役割について、今後さらに理解を深める必要がある。
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者は、基本方針等を踏まえた取組を具体化し、明確にしている。 <input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、職員に周知が図られている。		

<p>No.8</p>	<p>II-1-(1)-② 養子縁組あっせん責任者は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	<p>b</p>	<p>養子縁組あっせん責任者だけでなく他の職員も法令等の理解に努めているが、さらなる向上をはかるために職員は研修等に参加したいと考えている。</p>
<p>No.9</p>	<p>II-1-(2)-① 養子縁組あっせん責任者は、養子縁組あっせん・相談支援の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。</p>	<p>a</p>	<p>養子縁組あっせん責任者を中心に、支援の質の向上に日々取り組んでいる。また、関係機関との連携に努め、定期的な会議において、情報共有などをおこなっている。</p>
<p>No.10</p>	<p>II-2-(1)-① 必要な人材の確保・育成・定着等に関して、具体的な取組が実施されている。</p>	<p>b</p>	<p>スーパーバイズや職員の研修の取り組みはおこなっているが、人材育成についての組織的な計画や取り組みは今後の課題である。</p>
<p>No.11</p>	<p>II-2-(2)-① 職員が意見を表明しやすく、相談しやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	<p>a</p>	<p>各職員のケース状況については職員全員で把握しており、会議で必要な助言などを受けられる体制を作っている。</p>
<p>No.12</p>	<p>II-3-(1)-① 経営・運営の非営利性が確保されている。</p>	<p>a</p>	<p>経営、運営の非営利性は確保できている。</p>
<p>No.13</p>	<p>II-3-(1)-② 経営・運営の非営利性について説明責任を果たしている。</p>	<p>b</p>	<p>説明責任には努めているが、ホームページなどでの公表をおこなっていないため、改善が必要である。</p>

<p>No.14</p>	<p>II-4-(1)-① 経営・運営の透明性を確保するための情報公開等が行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんに係る業務に関する事項(定款、手数料の算定基準等)を、ホームページへの掲載等の適切な方法により公表している。※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> あっせんを希望する養親希望者および生みの親に対して、養子縁組のあっせんに係る手数料の額、実施方法、あっせんを中止した場合の費用負担の取扱い等を、電子メールの送信や書面の交付等により事前に情報提供している。※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> 業務の質について自ら評価を行うとともに、第三者評価を受け、それらの結果について公表している。※法定事項</p>	<p>b</p>	<p>経営・運営の透明性の確保には努めているが、ホームページへの掲載など、公表については今後の検討が必要である。</p>
<p>No.15</p>	<p>II-5-(1)-① 民間あっせん機関が業務を行ううえで必要となる社会資源が明確になっており、活用する仕組みがある。</p> <p><input type="checkbox"/> 自らの役割及び自らの機能を達成するために必要となる関係機関を含む社会資源を認識し、関係する情報を収集している。</p> <p><input type="checkbox"/> 収集した情報について、業務に携わる職員が常に活用できるよう、業務方法書等により共有している。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童、生みの親、養親希望者ならびに養子縁組成立後の養親及び養子となった児童に対して、関係機関による支援が利用可能であることを適切に情報提供している。※法定事項</p>	<p>a</p>	<p>児童や養親が活用できる社会資源についての情報を随時収集し、その情報をスタッフ間で共有・活用できている。</p>
<p>No.16</p>	<p>II-5-(1)-② 関係機関との連携・協働による支援が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 関係機関と連携・協働して支援できる体制を構築するよう努めている。</p> <p><input type="checkbox"/> 関係機関との連携に際し、必要に応じて児童、生みの親、養親希望者ならびに養子縁組成立後の養親及び養子となった児童に関する情報提供、情報授受がある旨を説明し、同意を得るよう努めている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん事業の業務の一部を委託する場合には、当該機関が法第6条第1項の許可を得ていること、関連法令等を遵守していることを確認している。</p>	<p>a</p>	<p>児童相談所等の関係機関と連携し、支援をおこなっている。</p>
<p>No.17</p>	<p>III-1-(1)-① 生みの親による養育可能性の模索が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 具体的に養子縁組の検討を進める段階において、生みの親との面接をして事情を聴取している。※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親の家族や親族との面接の必要性を適切に判断し、必要な場合には面接を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親や家族、親族との面接を通じて、生みの親の養育力やその環境等についてアセスメントを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親の置かれた状況を把握したうえで、その経済的な問題や子育ての問題を解決するための選択肢を検討することについて、十分な理解を得られるよう、丁寧に説明している。</p>	<p>—</p>	<p>令和元年は生みの親からの直接あっせんケースなし</p>
<p>No.18</p>	<p>III-1-(1)-② 児童や生みの親、養親候補者に対して養子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報を適切に提供している。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親の状況に応じた情報提供を行っている。(経済的な支援に関する情報、就労支援等の幅広い社会資源に関する情報等)</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親の状況に応じて、相談窓口等の情報提供や関係機関への連絡等を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 必要に応じて、児童及び生みの親が関係機関につなぐための支援を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親が生活支援を必要とする場合には、できる限り公的支援につなぐなど、当該支援の提供が養子縁組の意思決定に不当に影響しないよう配慮している。</p> <p><input type="checkbox"/> 民間あっせん機関が直接生活支援を行う場合でも、公的支援の提供が可能な支援については、その趣旨を丁寧に説明したうえで、公的支援の利用を優先している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親候補者に対して必要以上の期待を抱かせることのないよう配慮している。</p>	<p>—</p>	<p>同上</p>
<p>No.19</p>	<p>III-1-(1)-③ 生みの親からの同意が適切な方法でとられている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんに関する生みの親の同意は、制度や手続き、手数料等について、面会により、あらかじめ丁寧に説明し、十分な理解を得たうえで、書面により確認している。※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんを行う場合は、年齢と発達に応じて、丁寧な説明と十分な理解のもとで子どもの意向を確認し、自ら意思を表明しない乳幼児等の場合には、権利擁護について配慮している。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親が熟慮したうえで養子縁組に関する意思決定ができるよう、初回相談の場で決定を迫ることはしない等の配慮をしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 同意の確認において、生みの親の熟慮や養子縁組の同意の撤回を妨げる行為を行っていない。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親が妊娠中に養子縁組を希望している場合でも、養親候補者と児童が面会することについての同意及び養子縁組成立前養育を行うことの同意は、児童の出生後にあっせんの各段階で得ている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育を行うことの同意を事前に得ている場合においても、その開始に先立ち、改めて同意を確認するよう努めている。</p>	<p>—</p>	<p>同上</p>
<p>No.20</p>	<p>III-1-(1)-④ 養子縁組のあっせん・相談支援の開始・過程において、児童や生みの親、養親希望者にわかりやすく説明している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者に対しては、養子縁組に関する詳細な説明と合わせて、関連事項について十分な情報提供及び説明を行い、理解を得ている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者に対して情報提供及び説明を行った結果、理解が不十分な場合には養子縁組のあっせんは行っていない。</p>	<p>a</p>	<p>面談や研修を通じて、養親希望者への説明をおこない、理解を得てから、児童の委託をおこなっている。</p>

No.21	III-1(2)-① 養親希望者やその家族、家庭状況等について丁寧に情報収集を行っている。 <input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんを行う前に、養親希望者及びその全ての同居家族と面会を行っている。 <input type="checkbox"/> 少なくとも一度は養親希望者の家庭訪問を行い、養親希望者及びその全ての同居家族の意向、家庭状況等を把握し、養親として適切な養育ができるかを判断するための情報収集を丁寧にやっている。	a	養親希望者とは複数回の面接や家庭訪問調査を通じ、丁寧に情報収集をおこなっている。
No.22	III-1(2)-② アセスメントやマッチングについて、組織的な検討と決定を行っている。 <input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者を含めた複数の職員が、業務方法書に基づくアセスメントや組織的な検討を行うなどの適切な手続きにより <input type="checkbox"/> アセスメント、マッチングにおいて、医療職、心理職等の助言を得られる体制が確保されており、必要な助言を得ている。 <input type="checkbox"/> 養親候補者の選定は、専門的な知識及び技術に基づき、児童の最善の利益を最大限考慮しながら行っている。	b	組織的な検討や決定は随時おこなっているが、医療職、心理職の助言を得られる体制が取れておらず、不十分である。
No.23	III-1(2)-③ 国内におけるあっせんが優先されている。 <input type="checkbox"/> 国際的な養子縁組のあっせんは、国内における養子縁組の可能性を十分に模索したうえで実施している。※法定事項	a	国際的な養子縁組のあっせんはおこなっていない。
No.24	III-1(2)-④ 国際養子縁組を行う場合、マッチングの手順が適切に実施され、養子縁組成立後の支援が担保されている。 <input type="checkbox"/> 国際的な養子縁組を行う場合、適正な手続きによりマッチングが行われている。 <input type="checkbox"/> 国際的な養子縁組を行う場合、養子縁組成立後に至るまで、相手先国において支援が適切に提供されることを確認している。	-	国際的な養子縁組のあっせんはおこなっていない。
No.25	III-1(3)-① あっせん前の児童の一時的な養育は、適切な環境で行われている。 <input type="checkbox"/> あっせん前の児童の一時的な養育が想定される場合には、あらかじめ養育施設の設置や人員の確保、乳児院等との協定の締結等を <input type="checkbox"/> あっせん前の児童の一時的な養育の方法について、業務方法書に記載している。 <input type="checkbox"/> あっせん前の児童の一時的な養育は、子どもの状況に応じた適切な養育環境で行われている。 <input type="checkbox"/> 生命の維持や安全に配慮を要する児童の一時的な養育は、医療機関をはじめとする関係機関との連携のもと、その保護と適切な養育環境の確保を行っている。	a	令和元年度については、あっせん前の児童はすべて児童福祉施設、または里親宅で養育されている。
No.26	III-1(3)-② あっせん前の児童の一時的な養育及び養親候補者による児童の養育の開始に関する手続きが適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 児童を3か月以上(乳児は1か月以上)同居させる場合には、同居児童の届出を行っている。 <input type="checkbox"/> 児童の養育のために把握しておくべき必要な情報が明確になっている。 <input type="checkbox"/> 児童の養育に必要な情報について十分に把握し、養親候補者に対して、児童の養育を開始する前に提供している。 <input type="checkbox"/> 養親候補者による児童の養育の開始にあたっては、その時点での家庭状況を再度確認し、児童との交流や関係調整を十分に行っている。	a	児童相談所、施設等の関係機関と連携し、適切に手続きをおこなっている。
No.27	III-1(4)-① 養親候補者による児童の養育開始から、養子縁組成立までの支援が適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 養親候補者による養育開始後、安心して児童を養育することができるよう、まめ細やかな相談支援を行っている。 <input type="checkbox"/> 養親候補者と児童を定期的に訪問し、監護の状況を確認している。 <input type="checkbox"/> 必要に応じて、養親候補者の居住地を管轄する児童相談所などの関係機関との連携を図っている。 <input type="checkbox"/> 養親候補者による養育開始後1か月以内に法第32条第3項の届出を行うなど、必要な支援が遅滞なく提供されるよう連携体制を整えている。 <input type="checkbox"/> 養親候補者が児童を3か月以上(乳児は1か月以上)同居させる場合、同居児童の届出が行われるよう、養親候補者に対して必要な説明を行うとともに、届出の有無を確認している。	a	児童を管轄する児童相談所、養親候補者の児童相談所、施設等関係機関と連携し、適切な支援をおこなっている。
No.28	III-1(4)-② 養子縁組の申立手続き等に関する情報提供が適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育の監護状況から、法律上の親子関係を成立させることが望ましいと考えられる場合、速やかに家庭裁判所への申立等の手続きをとるよう、養親候補者に指導及び助言を行っている。	a	適切な情報提供、支援をおこなっている。

<p>No.29</p>	<p>III-1-(5)-① 養子縁組成立前養育が中止された場合、児童の保護が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された場合の対応について、業務方法書等に定めている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された場合には、児童の保護を適切に行い、必要に応じて関係機関に連絡するなどの適切な対応を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育の中止を求めたときは、監護の権利を有する者への児童の引渡し、児童相談所に対する要保護児童通告など、適切な措置を講じている。※法定事項</p>	<p>b</p>	<p>令和元年度の成立前養育の中止ケースは児相からの里親委託ケースであったため、児童の保護は適切におこなわれた。直接あっせんケースで中止を想定した対応については検討が必要。</p>
<p>No.30</p>	<p>III-1-(5)-② 養子縁組成立前養育が中止された場合、児童と養親候補者への支援が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された場合には、児童と養親候補者の双方に対して、丁寧なケアを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された養親候補者を次の養子縁組のあっせんで優先するなどには行っていない。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された理由や、中止後の児童の様子等について丁寧に確認を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童を次の養親希望者にあっせんするにあたっては、養親希望者の選定をより丁寧にを行うなど、養子縁組前養育の中止が繰り返されないよう配慮している。</p>	<p>b</p>	<p>令和元年度の成立前養育の中止ケースは児相からの里親委託ケースであったため、児童相談所と連携して対応した。直接あっせんケースで中止を想定した対応については検討が必要。</p>
<p>No.31</p>	<p>III-1-(6)-① 養子縁組成立後の児童への支援が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童に対するアセスメントを行い、支援の必要性及び必要な支援について検討している。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童に対し、継続的な心身の支援を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童に対し、関係機関による支援が提供されるよう、支援体制を構築している。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の養育・支援にあたり、養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、必要に応じ、連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得ている。</p>	<p>b</p>	<p>支援を求めてきたケースについては適切に対応しているが、すべてのケースにおいて十分なアセスメントがおこなえている訳ではない。気になるケースについては、意識的に継続した関わりを持つよう心掛けている。</p>
<p>No.32</p>	<p>III-1-(6)-② 養子縁組成立後の養親家庭への支援が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親が必要な時に相談できる支援体制を構築している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親や養子となった児童に対して自ら支援すると同時に、そのニーズを把握し、気持ちを丁寧に聞きながら、適切な支援機関との協働を</p> <p><input type="checkbox"/> 養親や養子となった児童への定期的・継続的な訪問などにより関係性の維持を図りつつ、子どもの発達段階に応じた悩みに対する助</p> <p><input type="checkbox"/> 遠隔地の養親及び養子となった児童には、養子縁組成立前から、養親居住地を管轄する児童相談所等の関係機関と養親との関係づくりを行うなど、継続的な支援が行える体制を整えている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子となった児童から自らの出自に関する情報を知りたいとの相談があった場合は、丁寧に相談に応じたうえで、当該児童の年齢等を踏まえ、適切な助言・対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>様々な手段を通じて、養親や児童からの相談に応じられる支援体制を整えている。</p>
<p>No.33</p>	<p>III-1-(6)-③ 養子縁組成立後の生みの親への支援が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親に対するアセスメントを行い、支援の必要性及び必要な支援について検討している。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親に対し、自ら継続的な心身の支援を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親が生活を立て直すための支援等に関する情報提供や、関係機関へのつなぎを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親に対し、関係機関による支援が提供されるよう、支援体制を構築している。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親への支援にあたり、養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、必要に応じ、連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得ている。</p>	<p>c</p>	<p>生みの親への具体的な支援の在り方については検討が必要。</p>
<p>No.34</p>	<p>III-2-(1)-① 養子縁組のあっせん・相談支援について標準的な実施方法が文書化され、それに則った養子縁組あっせん・相談支援が実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援の標準的な実施方法が、業務方法書として文書化されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書には、養子縁組あっせん・相談支援の手順と方法がわかりやすく記載されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員や個別事例により支援の質が異ならないよう、特に重要な事項については、必要な様式を定めるなど、具体的な業務内容と留意事項が標準化されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書に則った養子縁組のあっせん・相談支援が実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書における養子縁組あっせん・相談支援の手順と方法などの必要な事項について、生みの親や養親希望者に十分に説明されている。</p>	<p>b</p>	<p>具体的な業務内容と留意事項の標準化については検討が必要。</p>
<p>No.35</p>	<p>III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書の内容は、定期的に検証されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書の内容に見直しが必要となった場合の方法が定められている。</p>	<p>c</p>	<p>業務方法書の定期的な検証に取り組むことが必要。</p>

<p>No.36 III-2-(2)-① 養親希望者の適性評価と選定が適切に行われている。</p>	<p>a</p>	<p>養親希望者の適性評価と選定は組織的に適切におこなっている。</p>
<p>No.37 III-2-(2)-② 養親希望者への情報提供、研修等が適切に行われている。</p>	<p>b</p>	<p>養親希望者の受講する研修は適切におこなっているが、児童への関わり方を実践的に習得できるカリキュラムについては検討が必要。</p>
<p>No.38 III-2-(3)-① 帳簿への記録が適切に行われ、記録された内容が職員間で共有化されている。</p>	<p>b</p>	<p>プライバシーポリシーには記載されているが、業務方法書で定めていない。</p>
<p>No.39 III-2-(3)-② 帳簿の永続的な保管体制が確立されている。</p>	<p>c</p>	<p>永続的な保管を目指しているが、災害等への対策については検討が必要。</p>
<p>No.40 III-2-(3)-③ 帳簿に記載された情報の取扱いが適切に行われている。</p>	<p>b</p>	<p>個人情報の取り扱いについてはプライバシーポリシーで明記しているが、情報の管理については、より具体的な取り組みが必要。</p>
<p>No.41 III-2-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知している。</p>	<p>c</p>	<p>苦情解決に関する体制などの取り組みはなく、具体的な検討が必要である。</p>
<p>No.42 III-2-(4)-② 児童や生みの親、養親希望者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、周知している。</p>	<p>b</p>	<p>児童、養親、および養親希望者に対して相談や意見を述べやすい体制を作るよう努めているが、生みの親に対しての支援については不十分である。</p>
<p>No.43 III-2-(4)-③ 児童や生みの親、養親及び養親希望者からの相談や意見、苦情等に対して、適切な対応をしている。</p>	<p>b</p>	<p>相談や意見、苦情等に対しては適切な対応を心掛けているが、対応マニュアルや具体的な仕組みについては検討が必要。</p>
<p>No.44 III-2-(5)-① 安心・安全な養子縁組のあっせん・相談支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	<p>b</p>	<p>関係機関との緊急時の連携や協力体制は構築しているが、マニュアル作成については検討が必要。</p>